

令和8年6月26日

各 位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子  
(公印省略)

「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）
2. 業務委託期間 契約締結日～令和9年2月15日（月）
3. 主な業務委託内容
  - (1) タイ・バンコクにて開催される泰日交流イベントへの出展（B to C）
  - (2) 北海道観光セミナー・意見交換会の開催（B to B）
  - (3) セールスコール（現地旅行会社訪問）の実施
  - (4) インフルエンサーの招聘
  - (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
4. 事業費（上限） 12,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）

6月26日（金）	公示、観光機構WEBサイト掲載
7月 3日（金）	企画提案参加表明 12時締切
7月17日（金）	企画提案の受付・受領 12時締切
7月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7月下旬	契約締結、業務開始
6. 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は7月9日（木）12時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問合せ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部・観光ブランド推進部  
「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」事務局  
横山 E-mail: [c\\_yokoyama@visithkd.or.jp](mailto:c_yokoyama@visithkd.or.jp)

以上

# 「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」 に係る企画提案募集要項（指示書）

## 1. 目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。

その実現には、観光消費単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠であり、特に東南アジア諸国の中でも来道シェア、リピーター率、訪日意欲が高く、旅行消費単価や地方意欲が拡大傾向にあるタイ市場は重要市場の一つである。

一方で、明瞭な四季がある中で、冬期間の集客が著しく、観光素材が広範囲に点在している北海道においては、季節・地域偏在の問題や一部地域の混雑の課題も顕著化しており、持続可能性に配慮した事業推進が求められている。

本事業では、これらの課題を意識して、北海道の自然、食、文化、地域ならではの体験等を効果的に発信することで、冬季や一部地域に偏りがちな北海道観光のイメージを広げ、年間を通じた誘客及び地域分散を促進する。また、混雑地域に集中しない滞在型・体験型旅行の魅力を訴求することで、持続可能性に配慮した誘客プロモーションを展開し、北海道の新たなブランド価値の形成、認知度向上、来道者数の拡大、ひいては観光消費額の増加を図ることを目的とする。

## 2. 事業実施主体及び、事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

## 3. 企画提案募集条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること  
(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること)
  - ・民間企業
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）  
又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規

定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて、価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 12,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和9年2月15日（月）

##### (1) 業務スケジュール

6月26日（金） 公示、観光機構WEBサイト掲載

7月3日（金） 企画提案参加表明 12時締切

7月17日（金） 企画提案の受付・受領 12時締切

7月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

7月下旬 契約締結、業務開始

※日程については、変更となる場合がある為、その都度確認すること。

##### (2) 業務完了日

令和9年2月15日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務を含む）。

##### (3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払い請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

#### 7. 業務委託内容（企画提案事項）

本事業については、季節偏在の解消を意識した春から秋の北海道のプロモーション、また地域偏在・混雑の解消及び高付加価値化を目的とした北海道各地の観光素材の訴求を踏まえ、対象エリア毎に効果的な企画提案を行うこと。

##### (1) タイ・バンコクにて開催される泰日交流イベントへの出展（BtoC）

出展先：第18回FITフェア（Visit Japan FIT Fair #18）

出展目的：タイにおける訪日観光に特化した最大規模のイベントに出展し、具体的に訪日を検討するタイの一般消費者へ直接情報提供することで、北海道の認知度向上及び誘客増を図る。

開催時期：2026年10月16日（金）～10月18日（日）

開催地：タイ バンコク

主催者：JNTOバンコク

開催内容：バンコク市内特設会場における北海道観光ブース出展（6小間）

##### ア 出展費用について

一切の費用（運営経費・参加費・備品等を含む）を見積りに計上すること。

なお、出展申込みおよびブース出展料（6小間）については、当機構で支払いを行う。

##### イ ブース設営及び撤収について

① 北海道ブースは、土間渡し 36 m<sup>2</sup>を予定しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。ブース形状は 4m×9m の 4 面通路又は 3 面通路を想定しているが、最終的なブース配置は 9 月中旬頃に決定となる予定である。

共同出展者は 1 2 団体程度を予定しており、その内訳については参加団体が確定次第、参加表明者へ共有するものとする。当該内容を踏まえ、ブースデザインを作成すること。

※土間渡しは、備品等一切含まれておりません。

② 出展にあたり「7. 業務委託内容（企画提案事項）」の冒頭に記載しているテーマに沿ったプロモーションとすることに加え、グリーンシーズンに訴求効果の高い企画とすること。

③ ブース内には北海道内のアクセスや道内の主なコンテンツを掲載したパネルを制作すること。

④ 造作、装飾

・来場者へ北海道の魅力を効果的に訴求できる内容とする。コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案すること。

・オリジナルで制作するパラペットで装飾し、会場全体からも北海道ブースが目立つような仕掛けを取り入れ、集客を図ると共に、来場者の来道意欲を喚起するための企画・設計をすること。

・ブースデザインは、共同出展者の地域を配慮したものとする。

・ブースデザインは、観光機構と協議のうえ最終決定とする。

⑤ 追加備品

・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業に含めること。

・モニター等を設置することで、観光機構や共同出展者が提供するプロモーション映像を放映すること。

・ハイカウンターとハイチェアを手配、設置すること。

⑥ 配布資料、ノベルティ

委託事業者が共同出展者や、観光資料・ノベルティを提供いただける団体より PR 資料を集約し、配送手配や、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。

配送に係る費用について、600,000 円を上限とし、見積りに含めること。

⑦ ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。（施錠可能であることが望ましい）

⑧ F I T 旅客用のモデルコースを季節毎に 4 コース以上作成すること。またグリーンシーズンに特化した北海道の楽しみ方の資料を作成し、QR コードなどでダウンロード可能とするほか、別途、卓上での案内に活用できるように印刷物でも必要部数を用意し、来場者に配布すること。

⑨ 出展者用パスについて

出展者用パスについては、観光機構が申請を行う。なお、出展料に含まれる基本枚数以外については、必要枚数を手配し、手配に要する経費は本事業に含めること。

ウ ブース運営について

① スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における知見を有し、観光情報に精通した人員及び通訳を必要数確保して配置すること。また、配置する通訳者の人数については、提案により示すこと。

② 北海道ブース内にてプロモーションの実施

・北海道ブース内には、ミニステージを設置し、来場者を惹きつけ、且つ来道意欲を喚起することを目的としたプロモーションを実施すること。内容については、提案により示すこと。

・司会者、プレゼンターの選定及び手配を行うこと。

司会者、プレゼンターの選定にあたっては、日本語とタイ語が堪能で北海道について一定の知識を持ち、会場を盛り上げることができる人物が望ましい。

- ・ 共同出展者による PR タイムを設けること。PR は基本的に共同出展者により行うが、必要に応じてサポートを行うこと。
- ③ 会場内メインステージにおいての北海道 PR の企画及び運営を行うこと。内容について、提案により示すこと。
- ④ 共同出展者へのアンケートの実施  
共同出展者のニーズや満足度を把握し、次年度以降の効果的なプロモーション機会の創出及び旅行博出展事業の改善につなげるため、共同出展者に対してアンケートを実施すること。アンケート手法については、提案により示すこととし、アンケート調査項目については、出展によって得られた効果、期待していたものの十分に得られなかった効果、今後の出展に期待する内容、再度参加したいと思うために必要な取組等を含め、その他観光機構と協議のうえ決定すること。集計結果については、分析等を行い、報告書にまとめること。
- ⑤ 出展対応事務局運営について  
出展対応事務局を設置し、決定した共同出展者の情報等を取りまとめ、共同出展に必要な調整を行うこと。また、旅行博に係る現地情報や、旅行博運営事務局から提供される情報やサービスなど、旅行博出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。尚、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。(共同出展者の旅費は参加者個人負担とする。専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。)

## (2) 北海道観光セミナー・意見交換会の開催 (B to B)

訪日旅行を取り扱う現地旅行事業者などを招へいし、北海道の PR 及び旅行商品造成に結び付ける為の取り組みを行う。

開催時期：2026 年 10 月 19 日 (月) ※「第 18 回 FIT フェア」の翌日

実施都市：バンコク

招へい者：30 社 30 名以上

対象者：旅行会社、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館など

- ① 参加者の招へいにあたっては、観光機構と協議の上人選を決定すること。
- ② 当日の司会者の選定については、日本語でのコミュニケーションが可能で開催地の言語により司会進行が可能な者を選定すること。
- ③ プレゼンターの選定にあたっては、北海道観光における知見や知識を有しているものが望ましい。
- ④ セミナーに使用するプレゼン資料については、タイ語にて作成すること。

資料作成にあたっては、タイ市場において関心がみられる静かで落ち着いた環境の中で快適に過ごす滞在や、北海道の自然・温泉・食を通じて心身をリフレッシュできる旅行へのニーズを踏まえ、北海道の涼しい気候、美しい自然、温泉、食、静かで落ち着いた環境を活かした滞在型・体験型旅行の魅力が伝わる内容とすること。

また、単なる観光地巡りにとどまらず、文化体験、地域住民との交流、地域の暮らしに触れるローカル体験等を組み合わせることで、訪日リピーター層に対し、北海道を「次の日本旅行先」として印象付ける構成とすること。なお、資料は現地旅行会社等が北海道旅行商品の企画・提案に活用しやすいよう、訴求テーマ、想定ターゲット、具体的な観光素材、モデルコース等を分かりやすく整理し、タイ市場のニーズに即した実用性の高い内容とすること。

モデルコースについては、周遊コース等で示し、地方誘客を図ること。

- ⑤ 作成したプレゼン資料や旅行商品造成・販売に必要な二次使用が可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者に提供し、商品造成や情報発信を促すこと。
- ⑥ 北海道の銘菓などをセミナー会場で提供し、誘客促進に繋がる工夫を行うこと。
- ⑦ 参加者アンケートの実施

本セミナーでは、現地旅行会社に対し、北海道における混雑を回避したりリラックスできる滞在型・体験型旅行及び地域の暮らしに触れるローカル体験の有効性を確認するため、参加旅行会社を対象にアンケート調査を実施する。また、日本側参加団体に対しては、セミナーの有効性及び満足度を把握し、次年度以降の効果的なプロモーション施策の実施及びセミナー内容の改善につなげることとする。

なお、アンケート手法および内容については、当機構と調整の上、決定することとし、アンケートの集計結果については、分析を行い、報告書に取りまとめること。

### (3) セールスコール（現地旅行会社訪問）の実施

- ① 日程について、「第18回FITフェア（Visit Japan FIT Fair #18）」の前後の日程で実施する。
- ② 訪問先について、バンコク4社以上とする。  
訪問先の選定については、北海道への送客実績や送客への意欲を勘案し、上質な旅行商品を販売する旅行会社や影響力のあるOTAを選定する。また、可能な限り商品造成について権限のある方に対応いただく。なお、1社はOTAを含むこと。
- ③ セールスコールの内容について  
北海道の最新観光情報の提供、訪日旅行市場に関する意見交換など、1社につき1時間程度とする。
- ④ 資料の作成について  
7-(2)-④で作成したプレゼン資料を抜粋し、観光資料として活用すること。
- ⑤ 通訳者の手配について  
訪問先の選定及び調整を図るとともに、ビジネスレベルの通訳者を1名手配すること。北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。
- ⑥ セールスコールに係る車両の手配などの必要な調整を行うこと。
- ⑦ 訪問先への記念品を手配すること。

### (4) インフルエンサーの招へい

ア 対象層：モダンラグジュアリー層（訪日経験者）

イ 対象年齢：20代から40代

ウ 招へい時期：2026年9月～11月（グリーン期（秋季））

エ 招へい者：2名以上

- ① 招へい者の選定においては、受託事業者が候補者を提案し、旅行に影響のあるインフルエンサーの発信媒体で有効な手段を用意する、その他観光機構と協議の上決定すること。
- ② 提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

オ 招へいコースの企画、運営、調整、手配

- ① 北海道滞在が4泊5日以上とし、招聘時期やスケジュールなどを提案すること。

- ② 取材エリア：道内地方部
- ③ 招へいコースについては、タイ市場において関心がみられる静かで落ち着いた環境の中で快適に過ごす滞在や、北海道の自然・温泉・食を通じて心身をリフレッシュできる旅行へのニーズを踏まえ、北海道の涼しい気候、美しい自然、温泉、食、静かで落ち着いた環境を活かした滞在型・体験型旅行の魅力が伝わる内容とすること。  
なお、単なる観光地巡りにとどまらず、文化体験、地域住民との交流、地域の暮らしに触れるローカル体験等を組み合わせることで、訪日リピーター層に対し、北海道を「次の日本旅行先」として印象付ける構成とすること。
- ④ 招へいコースについて、最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
- ⑤ 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
- ⑥ 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、添乗員は語学力だけでなく、北海道観光に関する知見を有することを必須とする。
- ⑦ 招へい参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。

#### カ 動画制作について

##### ① 基本コンセプト

タイ市場において関心がみられる静かで落ち着いた環境の中で快適に過ごす滞在や、北海道の自然・温泉・食等を通じて心身をリフレッシュできる旅行へのニーズを踏まえ、北海道の涼しい気候、美しい自然、温泉、食、文化体験等、静かで落ち着いた環境を活かした滞在型・体験型旅行の魅力とすることを訴求するための「Instagram Reels、TikTok、YouTube Shorts 等」で使用できる動画とする。内容については提案により示すこと。

##### ② 制作本数・動画尺

・ショート動画：3本以上（約60秒、約30秒、約15秒の3種類）

なお、動画尺については上記を目安とするが、発信内容等を踏まえ、より効果的な動画尺や見せ方がある場合は、その内容及び理由を企画提案書に記載すること。

##### ③ 制作物の二次利用権の確保

本事業によって制作された動画素材について、観光機構が実施する他の事業（WEBサイト、SNS、各種プロモーション等）での利用や、次年度以降も継続して無償で利用ができるよう、あらかじめ二次利用権（許諾）を確実に確保すること。

#### キ 発信について

- ① 配信媒体、配信方法、回数、ボリューム、発信内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- ② 発信内容については、基本コンセプトに沿ったものとし、北海道への旅行意欲を喚起するとともに、閲覧者がSNS等で自ら投稿・共有したくなるようなUGCの創出につながる内容とすること。
- ③ 投稿のリーチ数や動画配信の再生数などの成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

- (5) 上記を除く、更なる宣伝効果や認知度向上及び誘客に効果が期待できる企画、本事業をより効果的に実施するための施策、その他、効果的と思われる企画や広告宣伝など、委託上限額の範囲内で実施可能なものがあれば自由にご提案ください。

(6) K P I

- |                        |                                       |
|------------------------|---------------------------------------|
| ①共同出展者アンケート満足度         | 3.5点以上(5点満点)                          |
| ② バンコクでのセミナー招へい者数      | 30社30名以上                              |
| ③ セミナー参加現地旅行会社アンケート回収率 | 80%以上                                 |
|                        | コンセプト有効性評価70%以上                       |
|                        | 商品造成・販売検討意向50%以上                      |
| ④セミナー参加日本側団体アンケート満足度   | 3.5点以上(5点満点)                          |
| ⑤セールスコール訪問社数           | バンコク4社以上                              |
| ⑤インフルエンサー招へい           | 2名以上                                  |
| ⑥インフルエンサーによる情報発信       |                                       |
|                        | ・ショート動画:1人あたり3本以上(約60秒、約30秒、約15秒の3種類) |
|                        | ・配信:数値指数を提案すること                       |

(7) 事業報告と権利関係の整理について

① 中間報告書

委託事業者及び観光機構双方の求めに応じて不定期で事業実施状況などの確認を行うこと。

② 事業完了報告

(ア) 令和8年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるように報告書を作成すること。

(イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感及び令和9年度以降に向けた取組提案等を含めること。

(ウ) 日本語でA4版、両面印刷で100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日までに完成したものを提出すること。

(エ) 報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

③ 権利関係の整理

作成したプレゼン資料や商談資料などについて、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

④ USBメモリー1部(上記①～③を格納)を事業完了報告とともに提出すること。

(8) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名(コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員)、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話、メールアドレス)等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限 令和9年7月3日(金) 12時

(2) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

## 9. 企画提案書及び、見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の事項について企画提案書に記載すること。

### (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

### (2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、タイでの観光プロモーション、海外旅行博の出展実績等について、過去2年分を記載すること。ただし、観光機構事業の実績を含めないこと。

### (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、当該担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部にのみ記載し、残りについては「A」「B」等といった表現を用いて記載すること。

### (4) 業務スケジュール

委託事業開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

## 10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA4版、両面印刷で50～75ページ程度とする。但し、全体のイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの3部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部  
「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」事務局 横山 宛
- (3) 提出期限 令和8年7月17日（金）12時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または、郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

## 12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については、認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとします。Zoomの場合も同様です。(ハイブリッド形式での参加は不可とする)

## 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力  
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性  
市場の特性を的確に捉え、誘客促進につながる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意下さい。

【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

## 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまでに取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データの納品費を含めること。

## 15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び、技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務：を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及び、プロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公平性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

## (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（タイ市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

## (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者

及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ ⑩

構成員 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ ⑩

構成員 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ ⑩

## 委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

#### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

#### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

#### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

#### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

#### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

#### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

### 再委託について

**再委託は禁止です。**  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

#### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

#### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子 様

[申請者]

住所

氏名

印

### 再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

### 記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
  - (1)
  - (2)
  - (3)
3. 再委託先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 代表者氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
4. 委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額  
\_\_\_\_\_円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）  
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。